

## 販売代理店申請書

### 販売代理店条件

- 1、 株式会社アクセスが販売している Electric Vehicle 製品の販売を行う。
- 2、 保障期間中の部品交換を代理店の責任において行う。  
(部品の無償提供、サービスマニュアル、TELサポートについてはアクセスにて行います。工賃については代理店での負担となります)
- 3、 リコール時の対応を代理店にて行う。  
(交換部品、工賃についてはアクセスにて提供または負担します)
- 4、 自社内または近隣に、有資格者のいる修理整備工場もしくは提携工場がある。
- 5、 販売実績・顧客情報の継続的な管理ができる。
- 6、 株式会社アクセスが今後発売するEV製品の取扱ができる。
- 7、 商品代金の決済は、取引実績が規定に達するまで現金前払いです。
- 8、 個人での申請の場合、実店舗があることが条件となります。
- 9、 自動車、バイク、農機具等販売・整備ではない業種の法人様の申請の場合、販売計画または販売方針の提出をお願いします。

上記の販売代理店条件を理解した上で株式会社アクセスに対して、電動シニアカー・電動スクーター・電動ミニカーの販売代理店に登録申請します。

尚、登録に際して、株式会社アクセスホームページに販売代理店として掲載される事を了承します。

※申請書をご記入ご返送頂けます場合は、申請書のコピーをとって保存して下さい。

平成 年 月 日

貴社名

印

代表者

印

住所

連絡先

山梨県甲府市貢川本町 5-15

株式会社アクセス

代表取締役 今福 勇

電話：055-221-5555

F A X：055-221-0002

